

旅客営業規則の一部改正（東京山手線等の中央キロの明確化に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)	(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)
<p>第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p>	<p>第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p>
<p>(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間（以下「大阪環状線内」という。）の駅相互発着の場合</p>	<p>(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間（以下「大阪環状線内」という。）の駅相互発着の場合</p>
<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>	<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>
<p>300キロメートル以下の営業キロ（第 1 1キロメートルにつき 13円 地帯） 25銭</p>	<p>300キロメートル以下の営業キロ（第 1 1キロメートルにつき 13円 地帯） 25銭</p>
<p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第 77 条の規定を適用して計算した額</p>	<p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第 77 条の規定を適用して計算した額</p>
<p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着（前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるときを除く。）の場合</p>	<p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着（前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるときを除く。）の場合</p>
<p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>	<p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>
<p>300キロメートル以下の営業キロ（第 1キロメートルにつき 15</p>	<p>300キロメートル以下の営業キロ（第 1キロメートルにつき 15</p>

現 行	改 正
<p>1 地帯) 円30銭</p> <p>300キロメートルを超え、600キロメ 1キロメートルにつき 12 ートル以下の営業キロ (第2地帯) 円15銭</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 地帯) 円30銭</p> <p>300キロメートルを超え、600キロメ 1キロメートルにつき 12円 ートル以下の営業キロ (第2地帯) 15銭</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。